

意見書 No.	意見の内容
1-1 (交通)	評価書案では、アリーナ来場者の自動車分担率を5%とする前提で交通影響評価が実施されています。 また、その実現方策として、駐車場完全予約制、ダイナミックプライシング、大阪モノレールとの増便協議等の交通需要マネジメント施策が示されています。 しかしながら、これらの施策については「検討する」「協議する」との記載に留まっており、事業開始時点で確実に実施されることが担保されているとは読み取れません。 本事業の交通影響評価は、自動車分担率5%という前提条件が成立することによって初めて成り立つものと考えます。 そのため、交通需要マネジメント施策については、事業開始までに実施することを環境保全措置として明確に位置付けていただくことを強く要望いたします。 併せて、開業後に自動車分担率が5%を超過した場合の判断基準、評価方法及び追加対策の内容についても評価書に明記していただくことを強く要望いたします。 また、自動車分担率の実績についてはイベントごとに把握し、定期的に公表していただくことを強く要望いたします。
1-2 (交通)	別冊において、山田東3号線から山田東9号線周辺の生活道路に対する影響について住民意見が提出されており、事業者からは誘導看板の設置や交通規制の可能性について回答されています。 しかしながら、開業後に実際に交通量が増加した場合の検証方法や追加対策については具体的に示されていません。 当該道路は地域住民の日常生活道路であるとともに、児童・生徒の通学路としても利用されています。 本事業に起因する交通量増加や送迎車両の流入が発生した場合、その影響は地域住民が長期間にわたり負担することになります。 そのため、山田東3号線から山田東9号線周辺の生活道路については、開業後少なくとも5年間、事業者負担による交通量調査及び駐停車実態調査を継続的に実施し、その結果を公表していただくことを強く要望いたします。 また、交通量増加、安全性低下又は送迎車両の流入が確認された場合には、事業者負担により、警察等関係機関と協議の上、進入抑制対策、交通規制、一方通行化その他必要な対策を講じることを環境保全措置として位置付けていただくことを強く要望いたします。
1-3 (交通)	交通需要マネジメント資料では、タクシー利用及びライドシェアを含む送迎需要が想定されています。 一方で、送迎車両、タクシー及びライドシェア車両の乗降場所や待機場所については、具体的な運用方法が十分に示されていないように見受けられます。 イベント終了時には短時間に多数の利用者が集中することが想定されるため、適

	切な対策が講じられない場合には、周辺道路や住宅地内道路において停車・待機車両が発生するおそれがあります。 そのため、アリーナ敷地内に十分な容量を有する専用乗降場を整備するとともに、送迎車両、タクシー及びライドシェア車両については、当該施設以外での乗降を抑制する運営体制を構築していただくことを強く要望いたします。 また、イベント開催時には必要な警備員及び誘導員を配置し、住宅地内道路への流入及び路上待機の防止を図ることを環境保全措置として位置付けていただくことを強く要望いたします。 さらに、開業後には送迎車両等の実態調査を実施し、問題が確認された場合には事業者負担による改善措置を講じることを強く要望いたします。
1-4 (交通)	評価書案では、アリーナ来場者の大部分が公共交通機関を利用することを前提として交通影響評価が実施されており、その実現方策として大阪モノレール利用促進及び増便協議が記載されています。 しかしながら、大阪モノレールの増便については事業者が実施主体ではなく、現時点において確実な実施が担保されているものではないと理解しております。 本事業の交通影響評価は、公共交通機関による十分な輸送力確保を前提として成立していることから、輸送力確保の状況について継続的に検証する必要があると考えます。 そのため、大阪モノレールとの協議状況、輸送力確保状況及びイベント開催時の利用実績について定期的に公表していただくことを強く要望いたします。 また、輸送力不足又は駅構内・駅前広場における滞留が確認された場合には、事業者負担により警備員配置、誘導柵設置、臨時輸送手段の確保その他必要な対策を講じることを環境保全措置として位置付けていただくことを強く要望いたします。
1-5 (事業計画)	評価書案では、用地①-b について将来計画が未定であることを前提として環境影響評価が実施されています。 一方で、当該区域は事業区域の中でも相当規模の面積を有しており、今後の土地利用内容によっては交通量、人流、騒音、景観その他の環境影響が大きく変化する可能性があります。 しかしながら、現時点では将来計画の内容及び再評価の判断基準が十分に明確になっていないように見受けられます。 そのため、用地①-b において新たな建築物の整備、来訪者数の増加、駐車場台数の増加又は交通発生量の増加が生じる場合には、改めて環境影響評価を実施することを評価書において明確に位置付けていただくことを強く要望いたします。
1-6 (事業計画)	本事業による環境影響については、交通、騒音、安全対策等を中心として様々な予測が示されていますが、その多くは開業後の運営状況によって結果が左右されるものと考えます。 したがって、評価書に記載された環境保全措置の履行状況を継続的に確認し、必

	要な改善措置を講じるための仕組みが不可欠であると考えます。 そのため、事業者、吹田市及び地域自治組織との間で生活環境保全に関する協定を締結し、その中に以下の事項を明記していただくことを強く要望いたします。 本事業が地域と長期的に共存するためには、開業後の検証及び改善を継続的に行う枠組みを事前に構築することが重要であると考えます。 （協定に盛り込むべき事項案を別添資料シートに記載しました。本意見書と合わせて提出させていただきます。） 【別添資料】 「地域共生協定に盛り込むべき事項（提案）」 1. 目的 地域住民の生活環境保全と事業の円滑な運営の両立 2. 協定当事者 事業者、吹田市、地域自治組織 3. 地域協議会 年2回以上開催 4. 事後調査 交通、騒音、歩行者流動 5. 情報公開 調査結果公表 6. 苦情対応 専用窓口設置 7. 改善措置 基準超過時の追加対策 8. 費用負担 事業者負担
2 (事業計画)	【意見の総旨】本環境影響評価書案は、前提となる事業計画が「万博記念公園の保全」という歴史的・法的な理念から逸脱しているだけでなく、新たに浮上した競合アリーナ計画により動員・交通シミュレーションの根拠が崩壊しています。さらに、万博公園の入園料値上げによる莫大な増収という代替財源が存在するにもかかわらず、それらを見做してマンション売却益に固執しています。極めつけは、「千里橋ルート」の環境評価において「開発区域が未定のまま恣意的な調査範囲を設定し、影響は軽微と断言する」という、アセスメントの科学的根拠を自ら否定する致命的な矛盾を抱えています。これら重大な瑕疵を含む本評価書案は到底承認できるものではなく、マンション建設を前提とした現行計画の白紙撤回と、環境評価のやり直しを強く求めます。 【意見の詳細】 1. 公共資産の私物化と、歴史的理念の意図的な軽視について 事業者は、マンション建設予定の用地②および③について「用途地域が第一種中高層住居専用地域

であり、吹田市の建築制限条例の適用範囲外であるため建設可能である」と形式的な合法性のみを主張しています。しかし、同用地は「万博記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」において「公園の風格と景観等に配慮しつつ、ロードサイドに適した飲食・商業・スポーツ施設等の誘致に取り組む」と定められた対象地区に含まれています。国費で造成された公共資産に対し、地方の私有地再開発と同等の「保有床（マンション）の売却益をアリーナ建設の事業資金に充てる手法」を用いることは、公益性の観点から道義的に許容されません。条例の条文の隙間を突いてマンションを建設し、分譲後に管理組合へ丸投げする手法は、「緑に包まれた文化公園」として一体的に管理・運営するという法の精神に対する重大な挑戦であり、即時撤回を求めます。

2. 競合アリーナ出現による需要見込みと交通計画の破綻について 計画当初には存在しなかった、大阪ミナミの中心部（クボタ本社跡地）における同規模（約 1 万 2000 人収容）のアリーナ建設計画が発表されています。交通至便なミナミの施設に対し、モノレール等の輸送能力に限界がある本計画が圧倒的に不利になることは自明です。事業者は「社会情勢や前提条件が大きく変化している」と認めながらも、従前の強気な動員見込みを維持したまま交通流シミュレーション（環境影響評価）を行っています。前提となる需要見込みが競合施設の出現により実態と乖離している以上、現在提出されているアセスメントの交通予測は砂上の楼閣であり、その評価結果は無効です。最新の競合状況を反映した動員予測と交通シミュレーションの再提出を要求します。

3. 【代替財源の存在】入園料値上げによる増収分の充当見送りに関する不作為 令和 8 年 4 月より、万博記念公園の入園料（大人）が 260 円から 450 円へと 190 円も大幅に値上げされます。（※仮に大人の有料入場者数を年間 150 万人と保守的に見積もっても、年間約 2 億 8,500 万円もの安定した増収が見込まれます。）事業者は「事業性を担保するため」として公共の土地にマンションを建設・売却しようとしています。この入園料の莫大な増収分を本事業の整備・維持等の財源に充当・活用すれば、景観や環境を破壊する「マンションの分譲益」に頼る必要性は著しく低下します。事業者は、この府民からの徴収増額分を本事業の代替財源として活用するシミュレーションを行ったのでしょうか。行っていないのであれば、代替案の検討を怠った明白な不作為であり、マンション建設の正当性は完全に失われます。

4. 「千里橋ルート」の環境調査における恣意的な範囲設定と非科学的予測 事業者は、千里橋ルート整備に伴う自然文化園内の樹木伐採等の環境影響について、「千里橋ルート整備予定区域は現時点では確定していません」と明言しながら、同時に「千里橋ルート整備予定区域及びその周辺を含めて環境（生物）調査を実施した結果、影響はほとんどないものと予測した」と回答しています。この主張には、環境影響評価の根幹を崩す致命的な矛盾と科学的欠陥が存在しています。

3 (交通)	今回のテーマからかけ離れているのかも知れませんが、これを機に、万博会場及び地域の発展・将来性を考慮し、北大阪急行電鉄の桃山台から万博会場への地下鉄の延伸を府と市の連携のもと強力に推し進めては如何でしょうか。 以前の万千里万博開催時の線路跡が一部残っているようであり、それを活用する等。莫大な費用が掛かると思いますが、政府の助成等を得て。
4 (事業計画)	この土地は単なる不動産ではありません。それは、万博という時代の象徴とともに、地域住民の協力と信頼の上に成り立った公共的資産です。もし公共の理念のもとに取得された土地が、十分な説明もないまま民間開発へ転用されるのであれば、それは行政と吉村知事、大阪維新の会への信頼そのものを損なうことになります。 万博跡地の活用については、その公共性と歴史的意味を十分に踏まえた慎重な検討が必要であると考えます。そこで、大阪府及び関係機関に対し、事業資金捻出のために公園地の一部を切り売りする本計画の妥当性について再検討を行うこと強く求めます。万博は未来への希望を象徴する出来事でした。その理念を尊重し、次の世代に誇れる都市環境を残すためにも、この土地のあり方については、近隣住民のみならず広く国民的な議論が行われることを求めます。 仮に本プロジェクトを成立させるためにどうしても住居棟やエリアが必要というのであれば、京都市における下賀茂神社敷地内におけるマンション建設事業に倣って、土地については、長期の定期賃貸借契約とした上でマンション建設と販売を行う方式にすることを求めます。その場合は、数十年先のアリーナ事業が終了するタイミングで改めて公園敷地全体としての再開発が可能となることから、将来に禍根を残すことを回避できること、また現在高騰する一方のマンション価格自体も安価に抑えられることの二点から有益な手法と考えます。 以上、意見を申し述べます。
5 (景観、交通、防災)	当箇所は万博会場周辺の緩衝緑地帯。樹木が剥ぎ取られ駐車場と化し、そして、高層マンションを建てる。この地は吹田市防災マップにも広域避難所として指定されている。 吹田市立山田東中学校生徒の窓越しに見える景色は心理的な影響はないのか。 1) ②、③の共同住宅の駐車場台数が、7年提出と比べると減ったのはなぜか。市指導はどうなっているのか。 2) 令和8年2月に吹田市から、予測及び評価の指示が出ているが、指示前の令和6年のデーターで解析を行っているが現在の交通量調査を住民が行い乖離があったらどうするか。 3) 広域避難地の必要面積(15.9ha)と予測面積(16.0ha)はイコールに等しいので、計算根拠を見せてください。 4) 共同住宅への車進入は歩道自転車道を横断するが影響は無いのか
6	①交通調査を外周だけやって、その周りの周辺例えば樫切山北から茨木に行く青

(交通、事業計画、防災)	葉通りを省いたのはおかしい。外周から入る、でるの直接的な調査だけで適切な渋滞の解消方法が出てくるはずはない。渋滞は今でもガンバ試合時、土日の夕方など大渋滞になっている。改めて外周周辺の範囲を広げて調査するべきです。専門家が調査不要というなら直接視察してはどうか。現場を知らずして簡単に結論を出さないでほしい。 ②以前公園内のマンション地については吹田市条例違反と言うことで白紙になった。その計画が明らかになってないのに空白地のまま環境影響評価が実施されているのは何故か。空白地をどうするのか明らかになってから環境アセスをやり直すのでしょうか。少なくとも空白地の予定が明らかになるまでは今回の環境影響評価は保留するべきではないか。 ③ガンバ球場は、災害発生時に備蓄や避難所設置などをすることになっていると聞いている。アリーナも同等の設備を備えるべきではないか。要約書に防災の項はあるが何を設置するとかが具体的には記述されてない。どんなものを設置して防災に備えるのか記述するべきです。
7-1 (大阪府への意見)	環境アセス提案書に対する意見と大阪府の回答について ○事業者の見解は行政へのご意見などについては、関係部局にお伝えします。 ・大阪府からの見解がない。白紙のまま、これが現状です。 ・大阪府からの見解を得ることが、事業計画の重要な方向性の基本になる。 ○万博公園駅前周辺活性化事業は、大阪府の事業であることを忘れてもらっては困る。 ・万博公園は国民、府民の貴重な公共の財産である。 ・万博公園の土地売却と分譲共同マンション建設はおかしい。 ○大阪府は公募に沿った業者選定せず、後の基本協定書で繕っている。 ・選定委員会においては、万博公園内に共同住宅建設ができないことを分かりながら市長の判断にゆだねたが、拒否された。 ・アドバイザー会議においては、万博公園内に基本コンセプトに合致しない分譲共同マンション建設と土地の売却を承認した。 ・大阪府においては、事業者の方針に基づき、公募要項を改変した基本協定書、実施協定書を締結している。 ○吹田市環境アセス審査会においては、事業主体は大阪府であることを十分認識してもらって、大阪府からの回答を求めるよう指導をお願いしたい。
7-2 (事業計画)	環境影響評価案「別冊」の提案書に対する質問書、意見書、意見交換会について ○316項目にわたって住民意見が出されているが、評価書案の事業者の見解を見ても、万博公園にふさわしい住民の意見が取り入れたものはない。 ○さすが「三菱・関電」さんだ、と思うような、【三菱・関電の万博公園の想い】を万博公園に貢献できる空間を提供してもらいたい。 ①ABCハウジング跡地（①b敷地） ・池を中心としたジョギングもできる公園とする。

	・水鳥、鯉類、野鳥が集まる。 ・木々の木陰のベンチでは話し声で憩える。 ②万博公園外周沿い分譲共同マンション（②敷地の③敷地側） ・分譲共同マンションの棟数を減らす。 ・約1,000㎡に万博と地域をつなぐ架け橋をつくる。 ○提案書に対する質問書の概要及びこれらに対する事業者の回答 ・44項目にわたる質問書と事業者の回答 ○提案書意見交換会における住民からの意見の概要及びこれらに対する事業者の見解 ・82項目にわたる質問書と事業者の見解 ○提案書についての意見書の概要及びこれらに対する事業者の見解 ・190項目にわたる意見書と事業者の見解
7-3 （事業計画）	ABCハウジング跡地1-b敷地の保留地について ○全体構想がない事業はあるのか。 ○コンセプト「世界に誇る文化スポーツの拠点」をつぶされた。 ○吹田市長から万博公園内に個人の共同住宅（マンション）を建てることは、条例に抵触するとの判断で撤回を求められてた。 ○事業者は保留地として環境アセスメント提案書を提出された。 ・全体構想がない事業計画が本当に許されて良いのか。 ・大阪府はこのような判断をどこでもしているのか、あってはならないことだ。 ○協定書で土地を売却すると明記されたが、保留地の時点で定期借地に戻していない。 ・提案書についての意見書及び事業者見解を確認しますと、大阪戦略本部会議で売却ではなく、定期借地とされています。 ・定期借地に戻ったと理解してよろしいですね。再度確認します。 ○大阪府は未来永劫この土地を売却しないことを見解で約束してください。 ○公募要項のコンセプトは、 ・大規模アリーナを中核とした大阪関西を代表とする新たなスポーツの拠点づくりです。 ○万博公園の基本理念は、 ・緑に包まれた文化公園であり、全てが公共の土地です。 ○大阪府万博条例では、 ・万博公園の区域は当該敷地も含まれている。 ○将来ビジョン2040は、事業者が決まった令和4年11月30日に公表された。 ・スポーツレクリエーションゾーンである。 ○三菱さんの力で万博公園駅前に「スポーツと文化の森」を提供してもらいたい。 ・温暖化対策に大きく寄与できる。
7-4	万博公園外周道路から車両の出入口について

(交通、緑化)	1. D案が確定しないと、万博公園外周道路からの車両出入口の全体計画ができない。 2. このような状況において評価書を出すことができるのか。 3. D案が確定してから、別紙を検討した上で評価書を出すべきである。 4. 別紙の項目について個々の検討と見解を求める。また、総合的な見解を求める。 (別紙) 万博外周道路から車両の出入口の方策について 1. 万博公園外周道路と山田摂津線が交わるT字交差点について ・交差点が1カ所に集約され、信号が設置されたことによって歩行者、自転車等が安全に横断できるようになった。 ・吹田方面と外周道路へのスムーズな出入口となった。 ・評価書案ではまだ決まっていない。住民は絶対譲れない問題です。 ・大阪府と事業者が協力して確定してもらいたい。 ・さらに吹田方面と万博記念公園駅前を結ぶ十字交差点にする。 ・また、外周道路に横断歩道を新設して万博駅前まで歩道をつなぐ。 2. 万博記念協会前交差点の中央道路の出入口について ・評価書の対策(誘導看板により進入を抑止する)では効果が出ない。 ・中央道路は車両の出入口としない。歩行者の出入口とする。 ・万博公園駅前及び事業地から狭隘な生活道路への進入を阻止できる。 3. 万博公園外周道路と万博公園駅前の出入口について ・中央道路は歩道専用にする。千里橋ルート計画は廃止する。 ・当該事業及び万博公園駅前への出入口は、吹田方面からの十字交差点と西北道路の2か所とする。 4. 千里橋ルート計画の廃止について ・万博自然文化園内を通る千里橋ルートは自然文化園の樹木を保全維持管理に使用されている保全道路である。千里橋ルートの入場負担率は80%と非常に交通量が大きい。自然文化園の万博の森に排気ガスをまき散らし、樹木を枯らす。交通渋滞対策の前に自然文化園の保全を第一にしてもらいたい。1本の伐採でも影響が大きい。樹木の成長には50年以上かかる。万博公園100年の森再生は樹木の育成中で50年しか経っていない。 ・明治の森は100年経ったが自然の森に帰っていない。万博自然文化園の森は人類が作った本当の自然遺産になる。今回の事業では絶対に万博自然公園まで立ち入らない。これが本当に環境に配慮した計画である。万博公園運営審議会緑部会の委員の皆さんの見解を頂きたい。
7-5 (抜粋) (事業計画)	万博外周道路沿い万博公園内②③敷地の分譲共同マンション建設と万博用地売却の手続きについて ○万博公園敷地②③は万博公園に必要なでないことを実証することができるのか。 ○万国博覧会に②③敷地をなぜ買収したのか。万博公園外周道路との緩衝緑地帯

	のためだ。万博公園は貴重な公共財産です。 別紙１：大阪府に対する意見（大阪府から見解を求める） 万博公園外周道路沿いの万博公園内の②③敷地の分譲マンション建設と万博用地売却の手続について 1. 提案書に対する意見書に概要及びこれに対する事業者の見解について（以下略） 2. 万博公園内は用途地域に関わらず共同住宅は建設できない。（以下略） 3. 大阪府万博公園条例に合致しない。（以下略） 4. 万博公園将来ビジョン 2040 に合致しない。（以下略） 5. 選定委員会において、万博公園条例、公募要項を無視して選定している。（以下略） 6. アドバイザー会議において、大阪府万博公園条例、公募要項を無視して選定している。（以下略） 7. 戦略本部会議において、大阪府万博公園条例、公募要項を無視して選定している。（以下略） 別紙２：事業者に対する意見（事業者から見解を求める） 1. 提案書に対する意見書に概要及びこれに対する事業者の見解について (1) 用途地域が第一種中高層住居専用地域である。 (2) 千里万博公園スポーツレクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例が適用される範囲外である。 (3) これらから共同住宅は可能です。 2. 万博公園内は用途地域に関わらず共同住宅は建設できない。（以下略） 3. 事業者のコンセプトは万博公園の「緑に包まれた文化公園」に合致していない。 「遊ぶ」「働く」「暮らす」である。万博公園は「遊ぶ」場所であり、運営のため「働く」場所でもある。万博公園で「暮らす」場所ではない。 4. 事業者は大阪府万博条例を遵守していない。 事業者はすべて万博公園である。万博公園の区域は決まっている。大阪府と国の土地である。分譲マンションは建てられない。 5. 事業者は公募要項を遵守していない。（以下略） 5. 事業者は大阪府万博条例を遵守していない。（以下略） 6. 事業者は分譲マンション建設を取り止めるべきである。（以下略） 資料１：事業者の公募から決定までの経緯（略） 資料２：大阪府万博公園条例と万博公園将来ビジョン 2024（略）
8	意見交換会に参加させて頂いて、当事者の視点を入れて検討されてはと感じまし

(交通、事業計画)	た。 ①来場される方にできるだけ公共交通を利用いただくためには、モノレールの本数を増やす、阪急山田に誘導する。とありますが、誘導だけでは難しいと感じます。 ⇒阪急山田を利用した方が、途中信号もなく、淡路方面の乗り口にそのまま行ける歩道路の整備…これなら車より便利。 ⇒違法駐車、迷惑駐車をしようとしたら、周辺の警察の取り締まりが強化されて止めることが難しい。…これなら車より公共交通が良い ※広域的な活性化と地域貢献が目的なら最初に関係者が横断的に検討されることのように思えます。 ②住宅についても、住まない方が購入、違法民泊、社会問題になって、これは警察、これは管理組合という事でなく、街を創るとき、どうしておくべきか関係者が検討して、広域的な地域貢献のためには、条例も必要かもしれません。
9-1 (交通)	「交通対策の予測・評価」 p 9 (A案) 右折レーンを新設しても渋滞解消には難しいと考えます。なぜなら右折レーンに右折車が多数並ぶと、その渋滞が後ろの方で本線にも延びて大きな影響を与えるため。 (B案) 外周道路から直接万博公園敷地内に車を入れるこの案では外周道路の渋滞がよりひどくなると考えられます。なぜなら外周道路右車線から公園敷地内に入るとき、車は必ずブレーキをふみ、スピードを落として右折しなければヘアピンカーブのような曲がり方はできません。このような敷地内への入り方では必ず右車線の渋滞が発生します。またこの地点の辺りは大変複雑な道路状況になっていて、進歩橋を越えてすぐに右車線は中央環状に降りる車線になり、左車線は中央環状から外周に入る車との合流地点があり、更に 300m 先には万博公園西 P があります。アリーナ建設のため中央 P がなくなり西 P に駐車する車が多くなると考えられます。したがって進歩橋を越えてからの外周道路には出入がひんぱんにあり、複雑で大変危険な箇所です。そこへ外周から右折して敷地に入るのでは渋滞解消にはならないと思います。
9-2 (交通、景観)	外周道路や周辺の道路の渋滞について、事業者は意見交換会の中で、現在すでに発生している渋滞については、どうすることもできないと発言しましたが、そのことをすでに認識しているのなら、この渋滞がひどい地域に貴殿が提案している大規模開発を進めることが、いかに地域の住民の生活を脅かすことになるかを認識してほしい。今まで行われてきた環境影響評価審査会の中でアドバイザーの先生がこの地域はすでにキャパがいっぱいであると発言されていました。また今回の意見交換会で事業者が地域の方々とコミュニケーションをはかり、理解を深めていきたいと言っていました。そのような考えであるのなら、地域住民の生活が今以上悪くならないように、生活道路の渋滞問題、緊急車両通行問題、あふれる歩行者問題、モノレール万博公園駅の大混雑問題などを住民の目線で考えてほ

	しい。さらにイトーピアの住民にとって 30 年近く慣れ親しんできた万博公園を眺望できる風景が ABC ハウジングの P に建つマンションのためにその風景が全く見えなくなってしまうのは、あまりに住民にとって耐えがたいことだと思う。住民の理解を得るためには新しく建てるマンションの階数を減らすなど譲歩できることはあると思われる。またそのマンション内の P から車の出入り口を外周道路に直接結ぶのは渋滞が起こる可能性があるのと大変危険であると思われる。P の出入り口を変更するように考えてほしい。
10 (事業計画)	①-b 地の代替案が出ていない状況での環境アセスメントに意味があるのかと思います。 特に交通問題は①-b 用地の活用内容によって、予測が全く変わってくるのではないでしょう。 しかも今回の地区の現況交通分析については、調査日に万博公園のイベントとスタジアムでのサッカーの試合が重なる日が含まれていません。 そこにさらにアリーナのイベントが入るという想定がされていないと言うのはあまりにも杜撰だと思います。 外周外側のマンション建設について、近隣住民の要望も受けて「①-a、①-b 地との一体開発とし、①-b の代替案が白紙のままでの開発は休止すべき」との決議を吹田市議会が出されていると聞いておりますが、大阪府、事業者へは伝わっているのか、検討して頂けているのかがよくわかりません。 ②③用地については売却ではなく借地としての活用を希望します。
11-1 (抜粋) (事業計画、景観、交通、風害、コミュニティ)	評価書案の表 5.1-1 提案書に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答 No.42 および表 7.1-1 意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 No.190 について 用地②および③への共同住宅（マンション）建設が都市部での建築ではなく、事業資金捻出のためだけの建築であり、半世紀以上にわたって万博会場と一般居住地との緩衝帯として維持されてきた既存の環境の破壊にほかならない。 <本事業によって発生すると予想される問題点> 問題点 1) 共同住宅（マンション）建設に伴い環境（風格・景観）が破壊される。 問題点 2) 世界遺産登録申請へ影響 問題点 3) 万博外周道路の渋滞激化および周辺生活道路での渋滞発生 問題点 4) 外周道路の南側の低地にある建築物のプライバシー侵害 問題点 5) 外周道路の南側の低地からの眺望の遮断 問題点 6) 風害（ビル風） 問題点 7) 小学校および中学校の児童・生徒数増加に伴う学校増設
11-2 (コミュニティ)	評価書案の別冊表 7.1-1 意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 No.85～No.89※についての意見書 ※本事業により増加する児童数、生徒数は、児童数が 108 人、生徒数が 54 人、1

	学年当たりの増加数としてはそれぞれ 18 人と予測しています。今後、本事業の実施により生じる学級への影響が小さくなるよう、事業の進捗を踏まえ、更新される推計も注視しながら教育委員会との継続協議を実施してまいります。 外周道路外側の用地②および③（敷地面積②と③を合わせて 23300 m²）に 563 戸（540 戸に減）のマンションが計画されています。外周道路の外側は緑地帯・緩衝帯として維持されています。吹田市では万博跡地で居住することは想定していません。用地②および③の共同住宅（マンション）の居住者は吹田市の住民登録できるのででしょうか。市民課での確認が必要と思われます。住民登録ができ、居住者に小学校あるいは中学校の児童・生徒がいた場合、学区はどこになるのでしょうか。
12 （事業計画、交通、大阪府への意見）	1. 住宅建設の反対 毎回、要望書を出すにあたって申し上げていますが、万博公園は「公園活性化に向けた将来ビジョン 2040」において、万博公園の土地を売却し、共同住宅の建設など公園環境を破壊する審議は一切されていません。この公園は 70 年万博が開催するにあたり、地域の土地所有者が国家プロジェクトだからといって提供・協力された遺産の貴重な公園です。住民の意見を無視して民間住宅を建て営利を目的とする行為は、府民の信頼を裏切る背信行為です。行政マンとして恥ずかしいと思いませんか。断固反対します。 ちなみに、行政ならびに公的機関の施設、教育関係の施設など必要に迫られた誘致ならまだ考える余地はあります。 2. アリーナの建設および地元地域とかかわる交通問題について アリーナ建設について、個人的にはあえて反対はしませんが、これも地域の環境整備・交通問題が納得できるものである場合に限ります。業者さんの説明会に行くと、周辺地域内の交通問題については他人事のようで全く聞いたことがありません。 大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会会長は、活性化事業について、「周辺住民の生活環境の確保はもちろん、施設や公園の利用者がスムーズに移動できるよう、事業者と大阪府、吹田市等と協力し、交通網の整備や駐車場の確保等に努めていくことが重要である。」と地域住民の生活環境の確保、利便の重要性を知事に意見されています。今後はアリーナの影響を受ける地元地域の交通問題などに目を向け、積極的に調査・報告をお願いします。 3. 元阪急エキスポパーク向い側の 4 叉交差点の信号機設置について 従来よりこの交差点の危険性を訴え続けていますが、いまだ回答がありません。信号機などを設置して、安全を確保してください。 つい最近ですが、この交差点で高校生と車あるいは自転車がぶつかった事故？がありました。吹田警察が立ち会っているのを見かけました。仮にアリーナができたなら、より多くの事故が予想されます。また近くには高齢者の施設があり、車椅子の方がモノレール万博駅にいかれる場合、信号を渡り外周道路内側の歩道に

	出て、平坦な駐車場予定地をとおり最短で駅にアクセスできます。もちろん、小高い山や階段ある南ゲートを避けることができます。アリーナを作りたいなら地域の生活環境改善をもっと真剣に考えるべきです。是非ご検討、回答をお願いします。 つきましては、これらの交通問題について、具体的な説明をお聞かせください。（大阪府に回答をお願いします）
13 （事業計画）	評価書案別冊、表 6-1 提案書意見交換会における意見の概要 (No.4)、表 7-1 意見書の概要 (No.55、No.160、No.166) に対する事業者の見解※についての意見書 ※「事業計画地内にある万博記念公園中央駐車場は、本事業の実施に伴い、廃止されますが、その代替駐車場については、現在、大阪府において検討中です。」 ※「事業計画地内にある万博記念公園中央駐車場や既存の駐輪場は、本事業の実施に伴い、廃止されます。その代替計画については、現在、大阪府において検討中ですので、事業者からはお答えできません。」 提案書の意見交換会は 2025 年 2 月 15 日と 2 月 16 日、意見書の提出期間は 2025 年 1 月 22 日～3 月 8 日、吹田市の評価書案の受理は 2026 年 5 月 21 日。意見が表明されてから 1 年余りを経過して評価書案が提出されている。この間、大阪府は事業者の発注者としての責任を果たせていないのではないのでしょうか。用地①-b の具体案および万博記念公園中央駐車場の代替案がいまだに提示されない状況で本事業に関する吹田市の審査（環境影響評価・大規模開発構想）を継続することはかなり危険な行為と考えます。具体案及び代替案が提示されるまでは吹田市の審査を一時停止すべきと考えます。
14 （事業計画）	大阪府民文化部による（仮称）万博記念公園駅前周辺地区活性化事業と東京都都市整備局による神宮外苑地区第一種市街地再開発事業（明治神宮外苑における野球場、ラグビー場の整備事業）には共通してみられる不可解な点がある。 神宮外苑は国民の貴府や奉仕活動によって作られ明治神宮に奉献された後、「風致地区」に指定されて、良好な自然的景観が守られてきた。東京都新宿区によって「風致地区」の規制が緩和され、建設が可能となった高層ビル 2 棟（複合棟：約 185 メートル、80 メートル）の保有床によってもたらされる利益が事業資金に充当される。 万博記念公園跡地は半世紀以上にわたり緑に包まれた「文化公園」として維持管理されてきた。（仮称）万博記念公園駅前周辺地区活性化事業では、公募条件として事業用地は 50 年間の一般定期借地、大型アリーナの建設を必須としアリーナ機能を補完するものとしてホテル棟の建設があった。ところが、事業計画によれば、アリーナの保管機能が説明できない共同住宅（マンション）の建設があり、また、共同住宅建設用地が事業者へ売却されるものである。この共同住宅の売却によって得られる利益が事業の資金となる。 明治神宮外苑、万博記念公園はいずれも純粋な私有地ではない。明治神宮外苑における「風致地区」規制の緩和、万博記念公園における跡地の売却は地方公共団

	体が行った決定である。いずれの事業においても事業者の便宜が図られその利益がまず優先され地域住民の利益は顧慮されていないか軽視されている。
15 (抜粋) (交通)	交通渋滞対策について 現状、土日・祝日において万博外周道路をはじめとする周辺道路の交通渋滞が悪化している状況を踏まえ、より具体的かつ抜本的な対策を提示していただきたい。本評価書案においては以下の視点が欠落しており、交通渋滞対策の再考が必要であると考えます。 ・周辺施設における「店舗用途変更」による渋滞悪化の教訓 (中略) 当初のアセスメント時の想定を大幅に超える交通負荷が事後的に発生するリスクを想定すべきです。本計画においても将来的なテナント変更や用途転用を見据えた、余裕のある交通キャパシティの設計と対策をお願いしたい。 ・周辺鉄道駅への徒歩誘導計画の現実性と代替策の提示 (中略) このような現実味を欠いた徒歩誘導を前提とすることは、周辺駅や道路での自家用車による送迎行為をかえって誘発し、外周道路の車線占有や新たな渋滞を悪化させる恐れがあります。周辺駅からの現状のアクセス推計値を示した上で、具体的な改善目標値を提示すべきではないでしょうか。 (中略) イベント開催時に限り、千里丘～千里丘清水間などでピストン運航を機動的に実施する仕組みなどを、行政と事業者が協議の上で支援・構築することで、交通状況は現状より大幅に改善すると考えます。 ・イベントチケットの販売方法における工夫 (以下略) ・共同住宅 (高層マンション) 建設における地域住環境への配慮 (以下略) ・再生可能エネルギーの利活用について (以下略)
16-1 (交通、防災)	評価書案 806 ページの図 12.20-8 バリアフリー経路について ①「バリアフリーEV (新設)」のエレベーターサイズ (扉幅や内部幅、奥行) を書いてください。 人工呼吸器等を装備した大型車椅子 (寝かせるとベッド) ではしっかりしたサイズが要ります。 ②なお、既存のエレベーター (モノレール駅の設備) はざっと測って扉幅 85 cm、奥行 140 cm でした。 ③表 12.20-19 他への前述意見に関連しますが、広域避難地という行き先が自然文化園にこの「評価」で固定されるのであれば、事業地を通過して中央橋南詰より北進するルートは1つに『決めつけ』で、審査書に有った「様々なルートの設定を検討」になっていません。
16-2 (防災)	評価書案 797 ページの表 12.20-19 には、広域避難地として、「万博記念公園 (自然文化園)」と書いてあります。なぜか、評価書案の他の箇所では「広域避難地 (万博公園周辺)」と、いわば「本音」を隠した表現です。 この事業が動き出す前は、ABC ハウジング跡地とモノレール車両基地・本社ビルを除いても、中国道と中央環状線の大きな「谷」の南側で約 15 ヘクタールの広

	域避難地がありました。 中央橋という最小幅員 7.6m、モノレール軌道桁の震災後点検中は通れなくなり そうな 1 本だけの橋を避難者は渡ることになるのです。広域避難地までの徒歩距離が約 1 km 伸びます。中央橋南詰には「ペット同伴不可」と書いてあります。広域避難地のとても大きな変更が吹田市山田地区、千里丘地区住民にどう影響するのか、しっかり評価し直してください。
16-3 (防災)	評価書案の 791 ページに 2 箇所「自主防衛組織」という言葉がありますが、「自主防災組織」と書くべきだった誤記だと思います。 「防災」と「防衛」・・・新聞やテレビにも同頻度ぐらいによく出る言葉ですが、現代の日本語の中で意味は全く違います。万が一にも、この評価書案の執筆陣や校正者の中に「ほとんど同じじゃないか」意識があるのでしたら、恐ろしいことです。 立ち向かうべきものを間違えた事例は歴史の中にあります。1923 年 9 月の関東大震災の歴史（1 例では、山川出版社「詳説日本史」日探 705「社会不安が高まる中で（略）流言を信じた人々が自警団をつくり、彼らや警察・軍隊の手で（略）」との記述など）を、私たちは忘れません。事故や失敗や負の歴史から学んでこそ、現在と未来の安心・安全を増やせるものだと思います。
16-4 (文化財)	審査書の「6 文化財」に書かれた「アズキ火山灰層の露頭地」について、評価書案の 86, 196, 222 ページに同じ文言の回答が書かれています。それに対応して、3 点のお願いがあります。 ① 審査書では「露頭地」と書き、大阪層群との関連も書かれていますが、評価書案では一貫して「露頭」と書かれています。地学、地質学上の周辺環境もある程度含めた『文化財』であったものが「地」の無い言葉で切り縮められた語感があります。 このアズキ火山灰層露頭の歩道面からの高さ（露頭の下端と上端）と、外周道路に並行する向きでの幅、この 3 つの数字を評価書に記載してください。必要ならばその数字を吹田市や関連団体に聞いてください。 「そのサイズのままで残置せよ」とまでは申しませんが、ボーリングコア数 10cm のような形状で展示されることが「残置・保存」とは言えないと思います。 ② 用地③の小山を削って集合住宅用地を造る過程で、新たな「アズキ火山灰層露頭面」が幾つも、短い期間だけ現れるはずで、吹田市や関連団体に、その「露頭面」の写真撮影、地質サンプル採取の機会を下さることをも含めて、しっかり協議してください。 ③ 今日現在、アズキ火山灰層露頭の表示看板は生い茂った雑木・雑草の中に隠れています。事業予定地としてのフェンスが無かった頃は、斜面の草刈り・剪定が適宜なされていました。フェンスの撤去までは求めません。フェンス内の木と草を伐って表示看板が読めるようにしてください。『文化財』の隠れてしまう時間がそこそ長いのは残念です。

17-1 (交通)	モノレールが4分間隔で運行できるとのことだが、現在の臨時便は千里中央⇄南茨木駅のおりかえし運転のみではないか。車両が万博公園駅に到着した次点で乗客を0人として算定しているのではないか？大阪空港へ行く人、門真市方面へ行く乗客がすでに乗っているという状態でのシミュレーションなのか。
17-2 (交通)	・2026.8/14～8/16 サマーソニック 1日45,000人入場予定 ・9/13 マンゲキ ・11/7・8 たくろう万博 9:30～18:30 〃 ガンバ対セレッソ戦 15:00～ ・11/21 万博がアートになる日(花火) 19～ 〃 ガンバ対ファジアーノ岡山線 16～ 業者の方は朝からスーツケース持参で参加し、現状を知って下さい。
17-3 (交通)	進歩橋南詰交差点の左折レーンを2車線にすることで渋滞緩和を図るとのことだが、1番左レーンに並んでしまった車が中環へ行きたい、左から2番目に並んだ車が山田駅方向へ行きたいとなるとかえって渋滞や事故になりかねないと思う。
17-4 (交通)	説明会で「2023年の交通データが古いとは思わない」という発言があったが、2025年ガンバ大阪の一試合あたりの平均入場数は30,000人を超えた。5,000人の差は大きいと思うが、それでもモノレールのキャパオーバーにはならないと言えるのか？
17-5 (事業計画)	さいたまスーパーアリーナ・横浜アリーナにはトイレが少ないため、近隣の病院等に多大な迷惑をかけていると聞く。アリーナには十分な数のトイレを作ってほしい。
17-6 (交通)	外周道路に車道を増やすとしても、現在の歩道・自動車専用道の広さは確保してほしい。狭くなった場合、毎朝の通勤通学やサッカー終了後スムーズな通行ができなくなると思われる。マンションをセットバックしてでも広さは現状維持してほしい。
17-7 (交通)	アリーナの駐車料金はダイナミックプライシングの導入を考えているとのことだが、エキスポシティや万博公園の駐車料金の方が安いと思われる。アリーナを利用する人も安い方に停めるのではないか。本来家族連れで公園を利用しようとする人が止められなくなる車もあるのではないか。
18 (抜粋) (事業計画、景観)	一．(前略)既に万博記念公園の施設・事業ですら、地域に重大な負荷をかけて、市民生活に苦痛を与え周辺からは迷惑の声が上がっている。ニュータウンにまで届く一日中のイベントの音、花火の爆発音や大量の車の流入である。そこへの今回の事業は、周辺の容量を完全に越えている。府の公園条例は“にぎわいの創出”を言うが、白紙の保留地にもいずれは商業地が計画される。“にぎわい”も度を越すと公害になってしまう。(後略) 二．景観に関して、評価の表現が主観的(例フィット・洗練・落ち着いたetc)他社に説得力は無い。客観性を持つ努力と工夫が必要だ。(中略)

	現行ではゴテゴテと建物が有り過ぎて解放感もないし、50 年以上も人が住める環境にならない。②③の住宅も子供が安心して遊ぶ場所も少ないし日常的に他社の流入や排ガス騒音など、安心して子育てするには危険な地点だ。 三．今この地に必要なものは文化と体育の創造と緑の再生と共に、例えば、図書館や文化創造（芸術、音楽）活動の拠点や若者が集えるスケートボード施設で（中略）公園は誰もが自由に利用出来るものだ。（後略） 四．（前略）見た目のキラキラよりも、土と緑と住民を大切にする環境こそが、子育てには必要だと思う。
19 （交通、事業計画、景観、防災）	現状のららぽーと、ガンバスタジアムの設立後の交通渋滞は地域住民の安心安全な日常生活に多大な負担になっています。加えて、緑に囲まれた閑静な環境も壊されています。この間の交通部会公聴会に参加してきましたが周辺の交通量は、既にキャパがいっぱいです。その上での今回の交通対策の予測・評価の実現性は疑問を持たざるを得ません。そもそも市議会で全会一致で可決されている保留地を含めた一体計画の提示に対しては無視をして事業が進められていることが問題です。6/28 の意見交換会に参加しましたが、開発事業者の一方的な説明に終始され、住民無視の感は免れません。加えて、今もって大阪府が住民との対話を欠いたまま事業者と開発を進めていることは不誠実です。府の説明会はこれからこのことですが、片方で地元と事業者との話はすすめられています。世界中から人々を集める大規模アリーナで新しい都市魅力の創造するとされていますが提案は一方的で景観への配慮は主観的です。共同住宅用地は地元住民・自治会の反対にも関わらず前倒して建設計画、学校への配慮もない事業者の提案です。防災・安全についてもアリーナ建設に防災拠点としての仮設住宅用地の確保は困難とのことですが、南海トラフ、火災などの対策は住民の命あつての街づくりです。吹田市として、このまま事業を追認していくのか一旦立ち止まることを求めます。
20 （事業計画）	関係者のみなさんがイトーピアに住んでいたら、こんなことをするのでしょうか。心の底からそう思います。 せめて百歩ゆずって言いますがせめて、用地の住宅②を 3～5 階にして、用地③の住宅をその分つみあげるとか考えられませんか。 又、数年後に空地（借地）への住宅を考えていることでしょうか。ここに借住宅地をたてる前ていで用地②を低くできないか。
21 （生態系）	吹田市の環境の保全はどのような方向に向っているのでしょうか。吹田市は住宅地として人気の地域ですが、それは自然が多く公園も身近に沢山あるからだと思います。しかし近年、公園の ParkPFI が進み、吹田市全域で公園の民営化になると、吹田市の魅力はなくなると思います。万博公園も野鳥の声も聞くことができません（イベント音で）。野鳥観察会に参加してもそのことを実感しています。駅前開発は自然環境の劣化を後押しするでしょう。市の関係部署公園みどり室とれんけいし取りくまないと意味がありません。

質問書 No.	質問の内容
32 (抜粋) (事業計画)	(仮称)万博記念公園駅前周辺地区活性化事業(以後本事業とする)に係る環境影響評価提案書に対する吹田市の審査書が2026年(令和8年)2月9日に事業者へ送付された。2026年(令和8年)2月12日に大阪府戦略本部会議が開催され、2026年(令和8年)4月30日に本事業の実施協定書の一部変更が行われた。大阪府戦略本部会議資料および一部変更して締結された実施協定書によれば、吹田市に提出されている本事業計画についていくつか変更点がみられる。これらの変更により、本事業が全体像が不明確で、また本事業の公募要項や大阪府の条例などに違反した状態のまま進行していることがより明確になってきた。本事業の計画変更に関連する懸念として下記A～Cがあり、質問する。 A：用地②および③の売却に大阪府議会の議決が不要とされたこと B：用地②の共同住宅(マンション)建設が第Ⅱ期、用地③の共同住宅(マンション)建設が第Ⅰ期とされたこと C：用地①ーbについての具体案提示が大型アリーナ開業後とされたこと これらの懸念は、これまで吹田市に提出した環境影響評価提案書の意見書(様式第3号)、質問書(様式第12号)、および大規模開発構想届の意見書・再意見書(様式第8号)と重複する部分がある。事業者におかれては今回の計画変更に関する懸念について回答願いたい。質問の詳細は別紙とする。(別紙略)
33-1 (交通、緑化、生態系)	「千里橋ルート」の環境調査における恣意的な範囲設定と非科学的予測について質問します。事業者は、交通対策についてA案からD-2案まで示していますが、B案のみ「千里橋ルート整備予定区域は現時点では確定していません」として、車線拡幅等の対策詳細を明らかにしている他案と比べて、著しく曖昧な内容しか公開していません。一方でこのB案の導入によって「外周道路南側の交通負荷を1/3に軽減」できるとして、具体的な数値を提示しています。「千里橋ルート」は、万博公園西口付近の外周道路から内周道路に引き込む案であり、万博公園を開発するという前代未聞の案です。整備予定区域は内周道路の1/4の周辺が含まれており、この付近には半世紀にわたって大阪府民や吹田市民に親しまれている桜並木が植っています。6/28の意見交換会では、事業者側(オオバ)の担当者から、「当初は内周道路横に新たに道路を整備する予定だったが、内周道路を活用することになった」との発言もあったことから、事業者側は内周道路拡幅を前提として車両削減数値を割り出していることが想起されます。「現時点で確定していない未定区域」から交通量を推定することは不可能で、当然ながら、整備に伴う開発による環境調査も伐採予定の樹々の本数等を確定してからでないと科学的な調査は出来ず、「環境への影響は軽微」との調査結果には大きな矛盾が生じています。事業者側はまず、「千里橋ルート」に伴う「開発」の詳細を明らかにし、伐採予定の樹木の種類や本数を教えてください。その上でそこに生息する生き物等生態系への再調査を行うか否かも府民・市民が納得できるように回答してください。

33-2 (事業計画)	環境影響評価の前提条件に関する質問です。今回の整備計画で発表されているアリーナ規模(1万8200人収容)や開催イベント数(年間165イベント)は計画当初から変更はありませんが、事業計画の発表後、計画当初には存在しなかった、大阪ミナミの中心部(クボタ本社跡地)における同規模(約1万2000人収容)のアリーナ建設計画が発表されました。同じ大阪府内の至近な距離に同規模のアリーナ建設が計画され、しかも新たに発表されたアリーナの方が先行して竣工する予定となると、当初の動員計画に大きな影響が出ることは素人目にも明らかですが、目利きができるプロのエンタテインメント会社を含む事業者の見解をお聞かせください。当初の動員計画に変更があるのなら、それも明らかにした上で再調査を行うことが必然と考えますが、こちらに関しても考えを示してください。また、当初の動員に変更がない場合も根拠を示してください。
34-1 (大阪府への意見)	環境アセス提案書に対する意見と大阪府の回答について ○事業者の見解は行政へのご意見などについては、関係部局にお伝えします。 ・大阪府からの見解がない。白紙のまま、これが現状です。 ・大阪府からの見解を得ることが、事業計画の重要な方向性の基本になる。 ○万博公園駅前周辺活性化事業は、大阪府の事業であることを忘れてもらっては困る。 ・万博公園は国民、府民の貴重な公共の財産である。 ・万博公園の土地売却と分譲共同マンション建設はおかしい。 ○大阪府は公募に沿った業者選定せず、後の基本協定書で繕っている。 ・選定委員会においては、万博公園内に共同住宅建設ができないことを分かりながら市長の判断にゆだねたが、拒否された。 ・アドバイザー会議においては、万博公園内に基本コンセプトに合致しない分譲共同マンション建設と土地の売却を承認した。 ・大阪府においては、事業者の方針に基づき、公募要項を改変した基本協定書、実施協定書を締結している。 ○吹田市環境アセス審査会においては、事業主体は大阪府であることを十分認識してもらって、大阪府からの回答を求めるよう指導をお願いしたい。
34-2 (事業計画)	環境影響評価案「別冊」の提案書に対する質問書、意見書、意見交換会について ○316項目にわたって住民意見が出されているが、評価書案の事業者の見解を見ても、万博公園にふさわしい住民の意見が取り入れたものはない。 ○さすが「三菱・関電」さんだ、と思うような、【三菱・関電の万博公園の想い】を万博公園に貢献できる空間を提供してもらいたい。 ①ABCハウジング跡地(①b敷地) ・池を中心としたジョギングもできる公園とする。 ・水鳥、鯉類、野鳥が集まる。 ・木々の木陰のベンチでは話し声で憩える。 ②万博公園外周沿い分譲共同マンション(②敷地の③敷地側)

	・分譲共同マンションの棟数を減らす。 ・約 1,000 m²に万博と地域をつなぐ架け橋をつくる。 ○提案書に対する質問書の概要及びこれらに対する事業者の回答 ・44 項目にわたる質問書と事業者の回答 ○提案書意見交換会における住民からの意見の概要及びこれらに対する事業者の見解 ・82 項目にわたる質問書と事業者の見解 ○提案書についての意見書の概要及びこれらに対する事業者の見解 ・190 項目にわたる意見書と事業者の見解
34-3 (事業計画)	ABC ハウジング跡地 1-b 敷地の保留地について ○全体構想がない事業はあるのか。 ○コンセプト「世界に誇る文化スポーツの拠点」をつぶされた。 ○吹田市長から万博公園内に個人の共同住宅（マンション）を建てることは、条例に抵触するとの判断で撤回を求められてた。 ○事業者は保留地として環境アセスメント提案書を提出された。 ・全体構想がない事業計画が本当に許されて良いのか。 ・大阪府はこのような判断をどこでもしているのか、あってはならないことだ。 ○協定書で土地を売却すると明記されたが、保留地の時点で定期借地に戻していない。 ・提案書についての意見書及び事業者見解を確認しますと、大阪戦略本部会議で売却ではなく、定期借地とされています。 ・定期借地に戻ったと理解してよろしいですね。再度確認します。 ○大阪府は未来永劫この土地を売却しないことを見解で約束してください。 ○公募要項のコンセプトは、 ・大規模アリーナを中核とした大阪関西を代表とする新たなスポーツの拠点づくりです。 ○万博公園の基本理念は、 ・緑に包まれた文化公園であり、全てが公共の土地です。 ○大阪府万博条例では、 ・万博公園の区域は当該敷地も含まれている。 ○将来ビジョン 2040 は、事業者が決まった令和 4 年 11 月 30 日に公表された。 ・スポーツレクリエーションゾーンである。 ○三菱さんの力で万博公園駅前に「スポーツと文化の森」を提供してもらいたい。 ・温暖化対策に大きく寄与できる。
34-4 (交通、緑化)	万博公園外周道路から車両の出入口について 1. D 案が確定しないと、万博公園外周道路からの車両出入口の全体計画ができない。 2. このような状況において評価書を出すことができるのか。

	3. D案が確定してから、別紙を検討した上で評価書を出すべきである。 4. 別紙の項目について個々の検討と見解を求める。また、総合的な見解を求める。 (別紙) 万博外周道路から車両の出入口の方策について 1. 万博公園外周道路と山田摂津線が交わるT字交差点について ・交差点が1カ所に集約され、信号が設置されたことによって歩行者、自転車等が安全に横断できるようになった。 ・吹田方面と外周道路へのスムーズな出入口となった。 ・評価書案ではまだ決まっていない。住民は絶対譲れない問題です。 ・大阪府と事業者が協力して確定してもらいたい。 ・さらに吹田方面と万博記念公園駅前を結ぶ十字交差点にする。 ・また、外周道路に横断歩道を新設して万博駅前まで歩道をつなぐ。 2. 万博記念協会前交差点の中央道路の出入口について ・評価書の対策（誘導看板により進入を抑止する）では効果が出ない。 ・中央道路は車両の出入口としない。歩行者の出入口とする。 ・万博公園駅前及び事業地から狭隘な生活道路への進入を阻止できる。 3. 万博公園外周道路と万博公園駅前の出入口について ・中央道路は歩道専用にする。千里橋ルート計画は廃止する。 ・当該事業及び万博公園駅前への出入口は、吹田方面からの十字交差点と西北道路の2か所とする。 4. 千里橋ルート計画の廃止について ・万博自然文化園内を通る千里橋ルートは自然文化園の樹木を保全維持管理に使用されている保全道路である。千里橋ルートの入場負担率は80%と非常に交通量が多い。自然文化園の万博の森に排気ガスをまき散らし、樹木を枯らす。交通渋滞対策の前に自然文化園の保全を第一にしてもらいたい。1本の伐採でも影響が大きい。樹木の成長には50年以上かかる。万博公園100年の森再生は樹木の育成中で50年しか経っていない。 ・明治の森は100年経ったが自然の森に帰っていない。万博自然文化園の森は人類が作った本当の自然遺産になる。今回の事業では絶対に万博自然公園まで立ち入らない。これが本当に環境に配慮した計画である。万博公園運営審議会緑部会の委員の皆さんの見解を頂きたい。
34-5 (抜粋) (事業計画)	万博外周道路沿い万博公園内②③敷地の分譲共同マンション建設と万博用地売却の手続きについて ○万博公園敷地②③は万博公園に必要でないことを実証することができるのか。 ○万国博覧会に②③敷地をなぜ買収したのか。万博公園外周道路との緩衝緑地帯のためだ。万博公園は貴重な公共財産です。 別紙1：大阪府に対する意見（大阪府から見解を求める） 万博公園外周道路沿いの万博公園内の②③敷地の分譲マンション建設と万博用

	地売却の手續について 1. 提案書に対する意見書に概要及びこれに対する事業者の見解について (以下略) 2. 万博公園内は用途地域に関わらず共同住宅は建設できない。(以下略) 3. 大阪府万博公園条例に合致しない。(以下略) 4. 万博公園将来ビジョン 2040 に合致しない。(以下略) 5. 選定委員会において、万博公園条例、公募要項を無視して選定している。(以下略) 6. アドバイザー会議において、大阪府万博公園条例、公募要項を無視して選定している。(以下略) 7. 戦略本部会議において、大阪府万博公園条例、公募要項を無視して選定している。(以下略) 別紙 2：事業者に対する意見（事業者から見解を求める） 1. 提案書に対する意見書に概要及びこれに対する事業者の見解について (1) 用途地域が第一種中高層住居専用地域である。 (2) 千里万博公園スポーツレクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例が適用される範囲外である。 (3) これらから共同住宅は可能です。 2. 万博公園内は用途地域に関わらず共同住宅は建設できない。(以下略) 3. 事業者のコンセプトは万博公園の「緑に包まれた文化公園」に合致していない。 「遊ぶ」「働く」「暮らす」である。万博公園は「遊ぶ」場所であり、運営のため「働く」場所でもある。万博公園で「暮らす」場所ではない。 4. 事業者は大阪府万博条例を遵守していない。 事業者はすべて万博公園である。万博公園の区域は決まっている。大阪府と国の土地である。分譲マンションは建てられない。 5. 事業者は公募要項を遵守していない。 (以下略) 5. 事業者は大阪府万博条例を遵守していない。 (以下略) 6. 事業者は分譲マンション建設を取り止めるべきである。 (以下略) 資料 1：事業者の公募から決定までの経緯（略） 資料 2：大阪府万博公園条例と万博公園将来ビジョン 2024（略）
35-1 (抜粋) (事業計画)	【質問書】用地①-b の計画については、…概ね一年後に、代替案の方向性を大阪府に報告する…」とする事業者の見解・回答に対する質問書 吹田市の環境影響評価および大規模開発構想の手續は、少なくとも用地①-b の「代替案」を提示した後に実施されるべきである。事業者は大阪府とも相談の上、

	現変更計画を一旦取り下げ、事業用地全てにかかわる計画を検討した後、あらためて吹田市の「環境影響評価」および「大規模構想」の審査を受けるべきである。 【質問書】「用地①-b を外した変更計画は基本コンセプトが維持されている」とする事業者の見解・回答に対する再度の質問書 用地①-b を外した変更計画は基本コンセプトが維持されているものの「必ず使うこと」とされている公募要項の条件に違反している。事業者は用地①-b を含めた全体計画を可及的速やかに吹田市に提出するべきである。
35-2 (抜粋) (事業計画、地盤)	【質問書】「用地②及び用地③に共同住宅の建設は可能であり」、「本事業は吹田市の条例に則ている」とする事業者の見解・回答に対する再度の質問書 用地②及び用地③の用途地域が第一種中高層住居専用地域であり、「千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例」が適用される範囲外であることから、共同住宅の建設は可能とする事業者の主張は誤りではない。しかしながら、本事業予定地である用地①-a、用地①-b、用地②および③は全て、数多くの先人によって緑豊かな「文化公園」として維持され後世に引き継ぐとされてきた万博跡地の一部である。なお、蛇足ながら付言すれば、用地②および③は緩衝帯として半世紀以上維持されてきた万博跡地である。国有地に準じて管理されても不思議ではない緑豊かな「文化公園」に民間の事業者が事業資金捻出のための共同住宅（マンション）を建設することなどは、道義上許されるものではない。 【事業者が用地②敷地南側の現況法面形状を維持して緑地帯とする計画としてについて】 事業者は、用地②敷地南側の現況法面形状を維持して緑地帯とする計画としている。用地②と山田中学校およびイトーピア千里万博公園との境界となっている部分の開発経緯を考慮すればこの法面は大部分が盛土で形成されたものである。一部に擁壁があるがこの擁壁は万博記念協会の指示によって工事が行われたもので用地②をテニスコートあるいは駐車場と使用することを前提として擁壁の強度が決定されていると推測する。用地②には10階建ての共同住宅（マンション）建設が計画されているが、用途としてテニスコート・駐車場などを想定して盛土で造成した土地に大規模な建築を行えば、擁壁あるいは土の法面の強度が不足するように思われる。
35-3 (抜粋) (事業計画)	【質問書】「用地②③における共同住宅開発が公募要項上の「補完機能・事業」に該当する」とする事業者の見解・回答に対する再度の質問書 用地②および③における共同住宅（マンション）の建設は本事業の事業性を担保するために建築基準法などの法令上許容される最大限の規模の共同住宅（マンション）を建設するもので、設計の段階では事業者の視点はあるがそこに住む居住者の視点は欠落している。このような共同住宅（マンション）に住む人々が本事業に共感する「スポーツ・文化のある暮らしを楽しむ住民」にどのようにしてなるのか疑問である。共同住宅の購入者をどのようにして選別するのか具体的な方

	法およびその実効性について説明して欲しい。 「必置機能・事業」である大型アリーナは建設されるものの、共同住宅（マンション）の居住者と大型アリーナとの関連が明示されない限り、共同住宅（マンション）の建設が、公募要項上の「補完機能・事業」にがいとうするとは言えない。共同住宅（マンション）の建設と基本コンセプトである大型アリーナ建設との関連性は全くない。従って、共同住宅（マンション）が「補完機能・事業」に該当するとする事業者の主張は成立しない。
36 (交通、事業計画)	①交通対策の予測・評価の地区の現況交通分析について 調査日4日間の中に万博公園イベントとスタジアム試合日が重なる日が含まれていません。何故ですか（住民が一番身動きできない日です） 又、万博公園での1日又は2日限りの音楽イベントがある日は大変な混雑になります。そういう日も調査してほしいです。 万博公園イベント、サッカーの試合、アリーナのイベントが重なる事がない様調整されるのですか、そのような事が可能なのですか。 ②分譲マンションが必要な理由について 「共同住宅の住民がエリアマネジメント活動に協力・参加しながら①-a 各施設とゆるやかにつながる事で事業計画地や周辺エリアの安定的な賑いに寄与する事から補完機能を果たす」となっていますが、①-b 地のレジデンス計画が白紙になった今、かなり無理がある様に思います。具体的に住民が何をするのか、教えて下さい。
37 (事業計画、交通)	1. 地域の住民の声、吹田市の条例に反する提案をしておきながら、問題点が明確になっている①-b 敷地の代替案がなく、いまだに検討中とは、この事業者に信用・信頼性がないのではないかと感じます。この開発にあたっては住民のお金も投入されます。「万博記念公園駅前周辺地区活性化事業」内容の見直し検討を行うべきではないか。 2. 交通対策に納得いくべき見解はないのは問題です。モノレール交通のみで対処は無理があるのは分かっています。事業建物の侵入口周囲の道路交差点のみばかりでなく、周辺の道路の調査を行うべきです。樫切山北交差点からの「あおば通り」の交通実態調査を行っていません。 この道路は緊急車両が日常に出入りしています、また、この道路はスーパーのお店もあり、日頃も混雑しています。サッカー開催日は人の出入りが JR 千里丘駅までか数珠つなぎです。全く影響はないのでしょうか。調査をお願いします。
38 (交通)	☆更なる交通対策案の3) D-I 案について この交通対策案は毎回説明会で示されています（ここまで考えていますよと言うパフォーマンスにしか見えませんが）。しかし、地域住民にとっては重大な事です。現状の交通対策案では不安があるため、D-I 案を示されているわけですから、結果はどうあれもっと積極的に（警察や府道路課などに）取り組んでいただきたい。また、この D-I 案（合流分岐部の信号交差点化）については、ヘアピンカーブの

	北側に信号機を設けた場合、信号待ちの車の列に、ララポート駐車場などの出口（商品搬入業者出入り口を含む3カ所？）から出てくる車が割り込む形となり混乱が予想されます。解決策として4又交差点手前に信号機を設ければ、信号待ちの車の列に余裕ができて緩和されます。また、樫切山方面から来る車を外周道路に合流させるため、新しく付け替え道路を施設する計画ですが、工事費が無駄です。従来の道路を残し、4又股道路手前に新たな信号機（外周道路の信号機とリンクした）を設置すればと思います。是非設置の方向でご検討をお願いします。つきましては上記の交通対策（4又交差点含む）について、検討結果を（大阪府の）ご回答くださいますようお願いいたします。
39 (景観)	公園の風格と景観に配慮しつつ…とありますが、圧迫感の低減、ヘキメンを分割とか横縦の柱をバランス良く配置とか分節効果と明確化とありますが、より具体的に我々一般人がよくわかるように説明願います。これで景観には色と言えるでしょうか。 イトーピアの住民です。ぬりかべのように立つマンション。根本的に見直しを変更又は中止を強く要望します。
40 (交通)	オフィス棟、ホテル棟に駐車する車はどこを通行するのか？
41 (抜粋) (事業計画)	①（前略）2021年（R3）公募について～事業予定者決定が出され、土地貸付方法に※して「一部売払いも可」と記されている。しかし「一部」ではなく①-b②③の共同住宅の面積は、計画地全体の28%を占める。過少表現！この変更により御社はどのようにかわったか？ ②計画案の駅前のペDESTリアンデッキと駅前ロータリーの様子構造がわかりにくいので、地表とデッキに分けて表してほしい。 ③用地①-aのプレイゾーンの高低差が判りにくいので、図説されたい。 ④災害時、特に震災が3.11 東北大震災同様に断層が連動し、アリーナ・イベント・スタジアム・近隣住民が大量避難した時に、再来した時に、ペDESTリアンデッキは耐えられるのか？ ⑤50年後の万博公園を、御社はどのようにイメージ想像されているのか？具体的姿として示せるか？